

I これからの取り組みの方向

- (1) 「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」の最終提言では、真に住みよいまちをつくっていくために目指すべき姿として、「コミュニティにおいて自治が行われている」「コミュニティと市が共働している」の2つの姿（裏表紙参照）が整理され、今後の取り組みの方向が示されました。
- (2) これを受けて市が示した「コミュニティに関する今後の取り組みの方向（素案）」に対し、各区の自治協議会会長会等において、「市職員の意識改革」「市からコミュニティへの依頼等の見直し」「自治会・町内会加入の促進への協力」などの項目を中心に、さまざまな視点から多くのご意見をいただきました。
- (3) 市は、いただいたご意見を取り入れながら、
- ◆ 「自治協議会制度」「各区役所への地域支援担当部署の設置」「校区担当職員の配置」などの施策を継続する
 - ◆ これまでの施策で十分な成果が得られず課題が残されている部分について施策を充実し、コミュニティと連携しながら取り組む
- という姿勢を基本に、今後市が行う取り組みをまとめました。
- (4) 「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」の実現に向けては、コミュニティと市がそれぞれ、また、一緒に取り組みを行っていくことが重要です。実際の取り組みにあたっては、さまざまな課題が出てくることも考えられますが、互いに話し合い、意見を交換しながら進めていきたいと考えています。

※ 「コミュニティ」のとらえ方について

- 本資料では「同じ地域の住民の集まり」「地域社会」の意味で「コミュニティ」という言葉を用いています。
- 市は、地域の課題を住民が自ら考え、話し合い、行動する際のコミュニティの基本的な範囲を「小学校区」と捉え、自治協議会制度を設けています。これは、さまざまな分野で主体的に活動するには一定の組織規模が必要であること、多くの分野で小学校区単位の活動が定着していることによるものです。
- また、自治会・町内会については、住民に最も身近な、コミュニティの自治の基礎となる重要な組織であると認識しています。

II コミュニティの自治の確立に向けた取り組み

〈取り組みの方向〉

- 1 コミュニティの自治に向けた環境をつくるため、自治に関する市民の理解促進、コミュニティ活動への参加促進に取り組みます。
(⇒自治の環境づくり)
- 2 校区のまちづくりを担う自治協議会、自治の基礎となる自治会・町内会の活性化・組織強化に向け、コミュニティとともに取り組みます。
(⇒自治の基盤づくり)

1 自治の環境づくり

(1) 自治に関する市民の理解促進

- 真に住みよいまちをつくるためには、住民が自ら地域のことを話し合い、自分たちに必要な活動を決定・実施すること（自治）が必要です。このことを市民に理解してもらうため、自治について考える機会を設けます。また、自治協議会や自治会・町内会の活動内容・重要性などに関する広報活動を展開します。
- 併せて、自治協議会等が行う、地域の住民や事業者に向けた広報活動を支援します。

(2) コミュニティ活動への参加促進

- 市民のコミュニティ活動への参加を促進し、将来の人材育成にもつなげていくため、コミュニティ活動に興味はあっても参加したことがない人や退職した人などが、活動に参加するきっかけづくりに取り組みます。

＜主な事業等＞

1 自治の環境づくり

		実施目標
(1) 自治に関する市民の理解促進		
ア 「住民自治フォーラム（仮称）」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・「自治」を考えるフォーラムを開催する。 ・多くの市民に自治の重要性・必要性を理解・認識してもらうため、フォーラムの内容を広くPRする。 	21年度実施 [新規]
イ 「コミュニティ通信（仮称）」の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「コミュニティ通信（仮称）」を新たに発行し、さまざまなコミュニティ活動を紹介する。 ・地域で回覧などが行えるよう、自治協議会や自治会・町内会に配布する。 	21年度実施 [新規]
ウ 「ふくおか市政だより」への記事掲載、区版の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「市政だより」で、自治協議会や自治会・町内会の活動内容・重要性などを広報する。 ・「区版」の増ページを行い、内容を充実する。 	(21年度実施) [充実]
エ 市ホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに「住民自治フォーラム（仮称）」「コミュニティ通信（仮称）」の内容をはじめ、自治やコミュニティ活動に関する情報を幅広く掲載し、発信する。 	(21年度実施) [充実]
オ 報道機関を通じたPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞・テレビなどの報道機関にコミュニティに関する情報の提供や取材依頼を行い、報道を通じたPRを図る。 	(21年度実施) [充実]
カ コミュニティが行う広報活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・広報講座の開催などにより、自治協議会等が行う広報活動を支援する。 	(21年度実施) [充実]
(2) コミュニティ活動への参加促進		実施目標
ア 公民館講座を通じた人材発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの公民館主催事業に加え、「公民館コミュニティ支援事業」（新規モデル事業）なども活用し、地域の課題に応じた人材の発掘や育成を図る。 	(21年度実施) [充実]
イ ボランティア・インターンシップ事業（ボランティア活動体験支援）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊の世代などを対象に、コミュニティ活動などのボランティア活動を一定期間体験できる事業を実施する。 	21年度実施 [新規]
ウ ボランティアに興味がある市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会等の希望に応じ、市NPO・ボランティア交流センターにおいて、市民に、自治協議会等のボランティア募集情報を提供する。 	(21年度実施) [充実]

※ 「実施目標」：実施＝事業を開始するもの、着手＝取り組みに着手するもの、完了＝事業・取り組みを完了するもの、継続＝現在の事業等を継続するもの
 *（）書きは、現在も実施している事業等の充実を図るものです

※ それぞれの区の状況に応じ、このほかにも、各区役所で必要な事業を企画・実施します

2 自治の基盤づくり

(1) 魅力的な自治組織づくりの支援

- コミュニティの自治、コミュニティの活動に多くの参加を得るために、自治協議会や自治会・町内会が、住民に積極的に情報を公開し、皆の合意を得ながら、住民が「必要」と思う活動を展開することが大切です。自治協議会や自治会・町内会がこのような運営・活動を行うことができるよう、市は、他の地域の事例を把握できる機会を設けるとともに、幅広い情報提供を行います。
- また、自治協議会や自治会・町内会が進める、住民への情報公開、民主的運営などの取り組みや、情報・意見交換会、勉強会などに協力します。

(2) 自治会・町内会加入の促進への協力

- 自治会・町内会は、自治の基礎となる重要な組織であり、安全・安心に、また快適に暮らせるまちをつくるために大きな役割を果たしています。このため、市は、市民の自治会・町内会への理解と加入が進むよう、コミュニティとともに取り組みます。
- 特に、集合住宅については、自治会・町内会が入居者に働きかける上で事業者等の協力が不可欠であるため、集合住宅に関連する団体と協議するなどの取り組みをコミュニティとともにに行います。

＜主な事業等＞

2 自治の基盤づくり

(1) 魅力的な自治組織づくりの支援		実施目標
ア 事例発表会・研修会等の開催	・自治協議会や自治会・町内会の運営・活動の参考となるよう、先進的な校区の事例発表会などを自治協議会等と共に実施する。	(21年度実施) [充実]
イ 「自治会活動ハンドブック」の改善、概要版作成	・市発行の「自治会活動ハンドブック」(平成16年初版、18年改訂版発行)を、より分かりやすく使いやすいものに改善する。	21年度実施・完了 [充実]
ウ 自治協議会等会長への感謝状の贈呈	・自治協議会会長退任者等に対し、住みよいまちづくりにご尽力いただいたことに感謝し、市長から感謝状を贈呈する。	21年度実施 [新規]
エ コミュニティが行う意見交換・勉強会への協力	・魅力的な自治組織づくりに向けてコミュニティが自ら行う情報・意見交換会や勉強会（区の自治協議会会長の集まりや校区の定例会などにおける情報・意見交換や勉強会など）に協力する。	(21年度実施) [充実]
オ 市NPO・ボランティア交流センターでの相談事業等の実施	・自治会・町内会のニーズに応えるNPO活動を紹介する、地域活動に詳しいスタッフが特定の日を設け相談に応じるなど、自治会・町内会とNPO（民間非営利組織）が連携・協力して住みよいまちづくりに取り組めるよう支援する。	(21年度実施) [充実]
カ 「住民自治フォーラム（仮称）」の開催【再掲】		21年度実施[新規]
キ 「コミュニティ通信（仮称）」の発行【再掲】		21年度実施[新規]
ク 活力あるまちづくり支援事業補助金の交付		継続
ケ 地域活動アドバイザーの派遣		継続
コ 市民活動保険制度の実施		継続
サ 広報物配布等業務の実施		継続
シ 自治会・町内会の法人認可（地縁団体認可）		継続
(2) 自治会・町内会加入の促進への協力		実施目標
ア 市民向けPRチラシの作成・配布	・自治組織の意義・重要性に関するPRチラシを作成し、転入者などに区役所窓口で配布する。 ・区自治協議会会長会等が加入促進チラシ（自治会・町内会への加入を呼びかけるチラシ）を作成する場合に、助言や区役所窓口での配布の協力をを行う。	21年度実施 [新規]
イ 集合住宅入居者の自治会・町内会加入の促進	・自治会・町内会が入居者への呼びかけを行いやすい環境をつくるため、集合住宅新築時に、事業者に対し、「市建築紛争の予防と調整に関する条例」に基づく指導と加入促進への協力の働きかけを行う。 ・関連する団体（管理組合の連合体、不動産関係団体、開発事業者の団体など）と、加入促進に向けた協議を行う。	(21年度実施) [充実]

III コミュニティと市の共働に向けた取り組み

〈取り組みの方向〉

- 1 コミュニティと市の対等なパートナー関係を築くため、市役所を挙げて、職員の意識改革に取り組みます。
(⇒コミュニケーションと市の対等なパートナー関係の確立)
- 2 コミュニティが自治のもとで主体的にまちづくりに取り組めるよう、市が各分野で行っている施策の進め方（市からコミュニティへの依頼等のあり方など）を見直します。
(⇒コミュニケーションの自治を尊重した施策の推進)
- 3 コミュニティと市の連携強化に向け、「コミュニケーションの総合窓口」の機能の充実、校区担当職員や公民館による支援の充実を図ります。
(⇒コミュニケーションと市の連携の強化)

※ 「コミュニケーションとの共働推進本部（仮称）」を設置し取り組みます

- ◇ コミュニティと市の共働に向けては、市役所全体で、職員の意識改革や施策の見直しに取り組む必要があります。
- ◇ このため、市長以下、各局長・区長などで構成する「コミュニケーションとの共働推進本部（仮称）」を設置（平成21年4月を予定）し、市役所全体で取り組みを推進していきます。

1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立

(1) 市職員の意識改革

- 「市とコミュニティは、上下関係などのない『対等なパートナー』である」との認識を、市役所内で徹底していきます。
- 職員一人ひとりが、「コミュニティの自治」「コミュニティと市の共働」について基本的な考え方を理解し、コミュニティの意見や状況を理解せずに市の方針を押し付けたりすることがないよう、意識改革に取り組みます。

＜主な事業等＞

1 コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立

(1) 市職員の意識改革	実施目標
ア 職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none">・コミュニティと共働でまちづくりを行う上での基本的な考え方や心がけなどについて、研修（職員研修会、市役所内の情報ネットワークを使ったパソコンによる個人研修など）を実施する。	(21年度実施) [充実]
イ 職員向け手引書の作成 <ul style="list-style-type: none">・「コミュニティの自治」「コミュニティと市の共働」「自治協議会制度」など、市職員として当然理解しておくべき事項をまとめた手引書を作成し、職員に配布する。	21年度実施・完了 [充実] ※適宜改訂

2 コミュニティの自治を尊重した施策の推進

(1) コミュニティに関する施策*の進め方の見直し

- 市がさまざまな分野で実施している施策のうち、コミュニティに関するものについて、コミュニティの自治、コミュニティの意思を十分に尊重しながら実施するよう、見直していきます。

* コミュニティに関する施策＝市が地域で実施するもの、コミュニティ活動を支援するもの、コミュニティの協力を得て実施するもの など

(2) 市からコミュニティへの依頼等の見直し

- 市が、さまざまな分野で施策を実施するにあたってコミュニティに行っている多くの依頼等（協力依頼、連絡、提案）について、個別に考え方を整理し、廃止を含めた抜本的な見直しを図ります。
- 具体的には、「市の業務への協力を依頼しているもの＝協力依頼」と「コミュニティにとって有益または不可欠との判断で、連絡や提案を行っているもの＝連絡・提案」の区別を明確にし、
 - ・「協力依頼」については、抜本的な整理・削減を図る
 - ・「連絡・提案」については、市の意向を押し付けることがないよう徹底する方向で、見直しを進めます。

(3) 区レベルの各種団体*のあり方の見直し

- 住みよいまちをつくるには、それぞれの地域（校区）で、自分たちの地域に必要な活動を決定し、実施していくことが重要です。
- このため、従来からの「市（区）が、区レベルの各種団体の事業を通じて、校区の活動を主導する」というあり方を見直し、「まずは校区が主体的に活動し、各校区から担当者が集まって情報交換や協議を行う」あり方への転換を図ります。
- 見直しは、区ごと団体ごとに、各団体が担っている役割や現状を把握・検証し、各分野の今後の活動のあり方や見直しの方向を関係者と十分協議しながら、段階的に進めます。

* 区レベルの各種団体＝区単位で個別分野の活動を行う団体。

ここでは、区交通安全推進協議会、区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区ごみ減量・リサイクル連絡会議、区衛生連合会をいいます

＜主な事業等＞

2 コミュニティの自治を尊重した施策の推進

(1) コミュニティに関する施策の進め方の見直し		実施目標
ア 市が主体となって行う施策の見直し	<ul style="list-style-type: none"> (21年度着手) [充実] 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が一方的・全市一律に施策を決定しコミュニティに通知するのではなく、校区を起点に、コミュニティの意向や地域の実情を踏まえて決定・実施することを、市役所内で徹底する。 ・施策の目的・内容をコミュニティと共有し、住民自身が住みよいと感じられる地域づくりに貢献できるよう取り組む。
イ コミュニティ活動の支援のあり方の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動（コミュニティが自ら行う活動）について、市が支援・協力をを行う場合も、実施主体はコミュニティであることをしっかりと認識し、市の意向を押し付けることがないよう徹底する。
(2) 市からコミュニティへの依頼等の見直し		実施目標
ア コミュニティへの協力依頼の整理・削減	<ul style="list-style-type: none"> 21年度着手 [新規] 	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼の目的・内容を精査し、抜本的な整理・削減に取り組む。 ・どうしても依頼せざるを得ないものについては、 <ul style="list-style-type: none"> -コミュニティの負担が軽減される方法に変更する、依頼の受け手が混乱しないような依頼方法に改善するなどの取り組みを行う。 -コミュニティや地域の住民にとって不可欠でない事柄に関する依頼であり、しかも大きな負担を強いているものについては、費用弁償などを検討する。
イ コミュニティへの連絡・提案のあり方の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・市の意向をコミュニティに押し付ける（人数を指定して催しへの参加を要請する、市の計画に従って地域で事業を実施するよう要請するなど）ことがないよう徹底する。
(3) 区レベルの各種団体のあり方の見直し		実施目標
ア 主催事業の整理・見直し		<ul style="list-style-type: none"> 21年度本格着手 [充実]
<ul style="list-style-type: none"> ・現在実施している事業を個別に検証し、次の方向で整理・見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> -本来市（区）が実施すべき事業（市に実施する責務がある事業、市の施策上必要な事業など）は、市（区）が直接実施する -各校区が活動を展開する際に、区内の校区が一緒に取り組む方がよい事項がある場合は、連絡会的な組織（次項参照）の中で話し合い、合同で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ・区・団体ごとに <ul style="list-style-type: none"> ①現状の検証 ②今後の方向の検討～決定（見直し内容・実施時期等） ③見直し実施の手順で実施 ・各団体とも22年度までには②まで実施 	
イ 連絡会的な組織への移行		<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「区レベルで事業を実施する組織」から「各校区が地域で活動を展開するための情報交換や協議を行う場（連絡会的な組織）」への移行を進める。

3 コミュニティと市の連携の強化

(1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実

- 市の組織が縦割りであるためにコミュニティ内で混乱が起きることがないよう、地域支援部の「コミュニティの総合窓口」としての機能の充実を図ります。そのために、区の状況に応じて、地域支援部を区政推進部に再編するなど、区内の情報を総合的に把握しながらコミュニティと向き合うことができる体制づくりを進めます。
- また、各部署が地域の課題・状況を施策に反映できるよう、校区担当職員などによる各部署への情報提供を充実します。

(2) 校区担当職員を中心としたコミュニティ活動支援の充実

- 現在、ほとんどの校区で自治協議会が設立され、その運営も軌道に乗りつつあります。そのため、これまでの自治協議会の設立・運営の支援に加え、「コミュニティと一緒に住みよいまちをつくる」という視点から、校区担当職員を中心に、コミュニティ活動の支援の充実を図ります。

(3) 公民館と自治協議会等の連携の強化

- 公民館においては、よりよい地域づくりに向け、自治協議会等と十分にコミュニケーションを取りながら、地域の課題などを踏まえた事業を開します。
- また、公民館講座を通じた人材の育成や、コミュニティ活動に役立つ情報の提供、コミュニティ活動を行う場の提供などの支援を行っていきます。

IV 取り組みの推進にあたって

- 本資料に記載した取り組みを着実に進めるため、外部委員等による推進委員会を設置し、定期的に、進捗状況の確認・評価を行います。
- また、コミュニティをめぐっては、社会の情勢の変化に伴って新たな課題が出てくることも考えられるため、今後も、施策の評価と検証を繰り返しながら、「コミュニティの自治の確立」「コミュニティと市の共働」に向け、施策の改善に努めていきます。

＜主な事業等＞

3 コミュニティと市の連携の強化

(1) 「コミュニティの総合窓口」の機能充実		実施目標
ア 地域支援部・区政推進部を中心とした日常的な連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援部・区政推進部を中心に、各部署間の日常的な連携・情報共有を進める。 ・各部署が地域の課題・状況を施策に反映できるよう、校区担当職員や公民館による情報提供を充実する。 	(21年度着手) [充実]
イ 区役所組織の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所内の各部署が連携してコミュニティ施策を推進できるよう、区の状況に応じ、総務部門と地域支援部門の統合などの取り組みを行う（引き続きよりよい組織のあり方を検討していく）。 	21年度実施 [充実]
(2) 校区担当職員を中心としたコミュニティ支援の充実		実施目標
ア 校区担当職員による自治協議会等のコミュニティ支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・先進事例や他校区の状況などの情報の提供、助言などの支援を充実する。 ・コミュニティが自ら行う勉強会などの取り組みに協力する。 	(21年度実施) [充実]
イ 校区担当職員への研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・校区担当職員として知っておくべき事柄や情報収集・提供手法などの研修を強化する。 	
(3) 公民館と自治協議会等の連携の強化		実施目標
ア 自治協議会等との連携による効果的・効率的な事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会等と十分にコミュニケーションを取りながら地域の課題を把握し、課題に応じた学習機会を提供するなど、住みよいまちづくりに役立つ事業を実施する。 ・自治協議会等と事前に調整を行い、事業の重複を避ける（場合によっては共催する）などの取り組みを進める。 	(21年度実施) [充実]
イ 公民館による自治協議会等のコミュニティ支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動に必要な情報の提供や印刷機など事務機器の使用、自治協議会への事務スペースの提供などの支援を行う。 ・公民館、自治協議会、校区担当職員が一体となって講座等を企画・実施し、地域課題の把握、地域課題に応じた人材発掘や育成に取り組む「公民館コミュニティ支援事業」を実施する。（新規モデル事業） 	
ウ 公民館職員への研修などの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館職員がより高度で幅広い知識を身につけるための研修を実施する。また、校区担当職員による公民館への情報提供や助言・指導を強化する。 	

取り組みの推進にあたって

定期的に進捗状況を確認する機関の設置	実施目標
「福岡市コミュニティ施策推進委員会（仮称）」の設置	21年度実施 [新規] ※21年夏を目途

(参考)「福岡市コミュニティ関連施策のあり方検討会」提言で示された「目指す姿」

《 目指す姿 》

◆ コミュニティにおいて自治が行われている

- 地域の課題を解決し住みよいまちをつくるため、小学校区（校区）を基本的な単位として、自治協議会を中心に、自分たちの地域のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。

キーワード：住みよいまち、話し合い、住民自治、コミュニティ（共助）、自治協議会

- 自治会・町内会が、多くの住民の加入を得て活発に活動し、自治協議会を中心とした校区のコミュニティづくりを支えている。

キーワード：自治会・町内会、住民の加入

- 自治協議会、自治会・町内会の情報が広く住民に公開され、透明性が確保されている。また、住民の理解と合意の下、公正で民主的な運営が行われている。

キーワード：情報公開、透明、公正、民主的な運営

◆ コミュニティと市が共働している

- コミュニティと市が、互いを認め合い、信頼し合う、対等なパートナーとしての関係を築いている。

キーワード：対等なパートナー、信頼

- 「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向か、コミュニティと市が話し合い、それぞれの役割と責任を果たしながら、知恵と力を合わせて取り組んでいる。

キーワード：（コミュニティと市の）話し合い、共通の目標、知恵と力

- 市は、コミュニティの自治の確立に向けて各種の施策を実施するとともに、自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援（コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など）を行っている。

キーワード：自治の確立に向けた施策の実施、コミュニティ活動の支援